

愛老連 第 5 号

令和 7 年 4 月 2 日

各市町村老人クラブ連合会会長 様

公益財団法人愛知県老人クラブ連合会

会長 鈴木雅雄

(公印省略)

令和 7 年度愛知県老人クラブ連合会会長表彰状及び感謝状の被顕彰者の推薦について（依頼）

日ごろは、本会の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当連合会では、8月29日（金）に開催予定の愛知県老人福祉大会において、老人クラブの育成と老人福祉の増進における功労者の顕彰を行うこととしております。

つきましては、別紙参照のうえ、別添顕彰要綱により被顕彰者を6月20日（金）までにご推薦くださいますようお願いいたします。

（連絡先）事務局 担当 荒井・保母

電話 052-212-5524

ファックス 052-212-5522

メール aichi-rer@aichi-fukushi.or.jp

1 対象一覧

区分	対象	内容	推薦調書
表彰状	個人 市町村老連会長	① 現職（令和6年9月1日以降退任会長は対象） ② 会長職5年以上（再任前の現市町村老連会長、合併前の市町村老連会長、学区・地区老連会長の通算可）	様式第1号
	市町村老連の活動従事女性会員	① 5年以上市町村老連で活動し、その功績が顕著 ② 年度1名以内 ※副会長・理事役員・女性部(会)長・委員長・班長など、各市町村老連によって職名が異なり、要綱では特定することが難しいため、「女性会員」と広範な規定とし、「会長」表彰相当の功績者を想定	様式第2号
	団体 優良老人クラブ	① 5年以上地域福祉に寄与した単位老人クラブ ② 推薦枠 = $1 + (\text{管内単位クラブ数} - 80) / 50$ (例: 132クラブ→2、200クラブ→3、230クラブ→4)	様式第4号
感謝状	個人 単位クラブ会長	① 現職（令和6年9月1日以降退任会長は対象） ② 会長職5年以上（再任前会長職の通算可）	様式第3号
	個人 団体 老人福祉協助者	① 老人福祉事業に直接関係がない個人・団体 ② 老人福祉事業に多大な貢献をした個人・団体 ※S47～H7 老人福祉大会と老人スポーツ大会を県体育館で同時開催していた時に、老人スポーツ大会関係者等の協力者を想定したもので、平成8年分離開催以後の受賞者はいない。	様式第5号
顕彰全般			
① 市町村老連会長が推薦 ② この顕彰要綱の過去の同一区分での受章者の再受章は不可 ③ 叙勲、褒章、愛知県社会福祉協議会会長表彰の受章者は不可			

2 推薦調書

- (1) 作成時点 令和7年8月29日（金）現在の期間・満年齢とする
- (2) 提出期限 **令和7年6月20日（金）まで { 期限厳守のこと }**
- (3) 特記事項
 - ・推薦調書に**推薦総括表**を必ず添付してください。
 - ・提出後の変更については、速やかに県老連事務局へご連絡ください。

公益財団法人愛知県老人クラブ連合会 顕彰要綱

1 趣旨

多年にわたり、老人クラブの育成・老人福祉の増進に寄与し、功績顕著な者に対して、会長がこれを顕彰し感謝の意を表するものである。

2 表彰状

(1) 対象者

ア 現に、市町村老人クラブ連合会（以下、市町村「老連」という。）の会長であつて、その在職期間が5年以上（市町村合併前の市町村老連の会長、又は学区・地区老連の会長であった在職期間を通算することができる。）である者。

ただし、推薦調書作成の時点から、1年以内に遡及し、会長の職を任期満了等により辞任したときは、その期間が5年以上あるものは対象とする。

イ 女性会員で、5年以上にわたり市町村老連の活動に従事し、当該市町村老連会長がその功績が顕著と認める者。

(2) 推薦方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第1号、様式第2号）

前項イの女性会員の推薦人数は、各年度1名以内とする。

3 感謝状

(1) 対象者

現に、単位老人クラブの会長であつて、その在職期間が5年以上（在職期間が中断しているときは通算することができる。）である者。

ただし、推薦調書作成の時点から、1年以内に遡及し、会長の職を任期満了等により辞任したときは、その期間が5年以上あるものは対象とする。

(2) 推荐方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第3号）

4 優良老人クラブ表彰状

(1) 対象クラブ

優良老人クラブで、その活動が顕著で、5年以上地域福祉に寄与し、表彰することが適當と認められる老人クラブとする。この場合、市町村で1クラブを原則とする。

ただし、80クラブ以上の老人クラブを有する、市町村老連にあっては、50クラブごとに1クラブを増すことができる。

(2) 推荐方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第4号）

5 老人福祉協助者感謝状

(1) 老人福祉事業に直接関係のない個人及び団体等で老人福祉事業の推進並びに敬老思想の高揚に多大の貢献をしたと認められる者又は団体等。

(2) 推荐方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第5号）

6 その他

(1) 本会会長が、特に必要と認めた場合は直接選考することができる。

(2) この顕彰要綱の規定による顕彰を既に受けた者は、除外する。

ただし、同一の顕彰を受けていない者は、対象とすることができます。

(3) 叙勲、褒章及び愛知県社会福祉協議会会长の表彰を受けた者は、除外する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。 **6-3**

この要綱は令和4年4月1日から施行する。